令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(農林水産省 経営局 農地政策課)

| 項目 | 名 | 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の 移転登記の税率の軽減措置 | | | | |
|----|--|---|--|--|--|--|
| 税 | 目 | 登録免許税(措法 77 条、震災特例法 40 条の2の2) | | | | |
| 要望 | 土地(農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地)を取得し た場合の所有権移転登記の税率の軽減措置(20/1000→10/1000)の適用期限を 2年延長すること。 | | | | | |
| Ø | | | | | | |
| 内 | | | | | | |
| 容 | | 平年度の減収見込額 — 百万円 | | | | |
| | | (制度自体の減収額) (百万円) | | | | |
| | | (改正増減収額) (百万円) | | | | |

新

(1) 政策目的

担い手への農地の集積・集約化と農地の確保

(2) 施策の必要性

- ① 農林水産省では、令和3年5月25日の「人・農地など関連施策の見直 しについて(取りまとめ)」において、農地の貸借を促進するルート は、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、 地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿(目標地図)の実現に向 けた賃借等を、強力に促進する措置を講ずることを公表したところであ る。
- ② この方向性に基づき、令和4年5月に成立した、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)において、ア人・農地プランを法定化(地域計画)し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、イ地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととしている。
- ③ 本改正に伴い、地域計画の実現等に資するため、農地バンクが地域の 農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分できるよう、農用地 利用集積計画・農用地利用配分計画を統合し、農用地の利用権設定等 や、農作業の受委託も対象とした「農用地利用集積等促進計画」が創設 された。
- ④ 農用地利用集積等促進計画は、機構法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。今後とも農地の集約化等を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。
- ⑤ また、意欲ある担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 食料・農業・農村基本法

第二十一条

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条

国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手へ の農地集積が8割であることを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法第31条

国及び都道府県は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

工 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

今後 10 年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

| 今 | 合理性 | 政策体系に おまま は で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振 興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保 | | | | |
|-------------------|-------|---|---|--|--|--|--|
| 回の要 | | 政 策 の 達成目標 | 今後 10 年間(令和5年度)で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用される。 | | | | |
| 望(租 | | 租税特別措 置の適用又 は延長期間 | 2年間延長 | | | | |
| ₩ 税 特別 措 | | 同上の期間 中の達成 目 標 | 担い手が利用する農地面積の割合を8割(現状は約6割)に拡大していく。 | | | | |
| 置)に関 | | 政策目標の 達 成 状 況 | 令和4年3月末における担い手への農地集積率は58.9%となっている。 | | | | |
| 連する | 有 効 性 | 要 望 の 措 置 の 適用見込み | (令和5年度見込み) 適用件数: 11,116 件 | | | | |
| 事項 | | 要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性) | 令和5年度の農地の有償所有権移転見込件数(約49千件)のうち、農用地利用集積等促進計画における有償所有権移転見込件数(約14千件)の占める割合は約3割となる見込み。また、令和5年度の農用地利用集積等促進計画による有償所有権移転見込件数(約14千件)のうち、本特例措置の適用となる件数は約11千件となる見込みであり、農用地利用集積等促進計画による農用地の円滑な権利移動を促し、日本再興戦略(平成25年6月14日)に掲げる目標達成に寄与する。 ※ 令和5年度の見込みは、平成29年度~令和元年度の実績から推計。 | | | | |

| | 当該要望項 目以外の税 制上の措置 | 農用地利用集 課税標準の特例 | | | を取得した場合の |
|-------------|--------------------------------------|---|---|---|---|
| | 予算上の 措置等の 要求内容 及び金額 | | | | る借入資金に係る 予算額 35 億円の |
| 相 | 上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係 | 推進する。 農地中間管理 の円滑な農地取 管理機構に対し | !得を実現するた て買入資金に係 る場合の取得後 | に伴う負担軽源 めに、予算上の る利子を助成し | よう農地集積を 域を図り、担い手)措置は農地中間 ン、税制は担い手 E軽減するという |
| 性 | 要望の措置の 妥 当 性 | る負進 べ心て 集県り福渡 こ担すまてし的な積知、島でま とがるた、て確お等事福県あた に生た、適規か、促が島知る、 加じめ税用模つ本進認特事。農 えるの制期拡有特計可措が 用 、中イ措限大効例画・法作 地 | 登、ン置内等は間の公に成とまのではでにのの合すでのである。とり、というでは、のののではないでのののではないでのののででのでのののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので | ・種租 種租減もの を を を を を を で を で を で を で を で を に に に に に に に に に に に に に | れる補助事業に比会に ためら、 きから、 きづく農用地利用 が作成の譲渡である。 |
| これま | | 適用実績 区 分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| で の 租 | 租税特別 | 件数 | 10, 502 | 11, 415 | 11, 387 |
| これまでの租税特別措置 | 措 置 の 適用実績 | 減税額 (百万円) | 28 | 31 | 31 |
| | | ※租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額(法務省・登記統計による。) | | | |
| 事項の適用実績と効果に | 租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果 | 対象外 | | | |

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

令和元年度の農地の有償所有権移転件数(49,132 件)のうち 農用地利用集積計画による移転件数(14,728 件)の占める割合 は約3割となっており、農用地利用集積計画による有償所有権 移転件数(14,728 件)のうち、約8割(11,415 件)が本特例措 置の適用対象となっている。

※有償所有権移転件数は、「令和元年 農地の権利移動・借賃等 調査」により算出。

特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入ニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。

従来の個々の要望に応じた農用地利用集積計画による相対の権利設定を重ねても予定調和的に集約化等を実現することは困難であることから、地域計画の実現等に資するため、今般の基盤法等改正に伴い、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分するための農用地利用集積等促進計画を創設したところ。これは、担い手への更なる農地の集約化等に寄与するものであり、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することができる本措置は手段として有効である。

前回要望時 の達成目標

今後10年で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。

令和4年3月末における担い手による農地の利用面積は約256万 ha、全耕地面積(約435万 ha)に占める割合は約6割(58.9%)にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。

これまでの 要 望 経 緯

昭和56年度創設

平成3年度以降2年ごとに期限延長を要望

令和3年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくも のについて所要の措置

令和4年 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の 農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置

| 昭和 56 | 58 | 60 | 62 | 平成元 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 9/1000 | 12/1000 | 16/1000 | 20/1000 | 25/1000 |
| 平成 15 | 29 | 31 | 令和 2 | |
| 8/1000 | 10/1000 | 10/1000 | 10/1000 | |